

2019年11月28日

エコマーク商品類型 No. 140「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1.11」認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

本類型では、分類 A.詰め替え容器の基準を設定しているが、詰め替え容器に対応する本体容器については、再生プラスチックまたは植物由来プラスチックを使用している場合には、分類 G、H で対象としている。しかしながら、本体容器はスプレー式、ポンプ式などが多く、長期使用の観点から再生プラスチックまたは植物由来プラスチックの使用が適さない部品が多く、認定基準を満たすことが技術的に困難である。そこで、詰め替え先の本体容器についても、再生プラスチックまたは植物由来プラスチックの使用が促進するよう認定基準の部分改定を行う。

2. 部分改定の対象となる分類

以下の分類を対象とする。

A.詰め替え容器

3. 改定箇所（追加：下線部）＜改定箇所のみ抜粋＞

A. 詰め替え容器

2. 適用範囲

本体の内容物を詰め替えて本体容器を繰り返し使うことを目的とした、詰め替え用の内容物を充填した容器。なお、詰め替え容器が対応する本体容器については、4-2.D.を満たす場合に限り、適用範囲に含める（セットで申し込むことができる）ものとする。

ただし、内容物が環境保全上著しく不適切とエコマーク審査委員会において判断されるものについては適用範囲としない。

4. 認定の基準と証明方法

4-2. 材料に関する基準と証明方法

詰め替え容器を構成する主材料として、プラスチック材、紙材のいずれかを容器全体重量の70%以上使用しているものについては、該当する以下 A.または B.のいずれかを選択し、適用する。また、それ以外の製品については C.を適用する。

詰め替え容器と本体容器をセットで申し込む場合には、本体容器については D.を適用する。

D. 本体容器に関する基準

(18) 詰め替え容器とセットで申し込む本体容器については、以下の a. または b. を満たすこと。

a. 再生プラスチックを使用した本体容器にあつては、分類 G. 「再生プラスチックを使用したプラスチック製容器包装」の 4-1.(1) および(5)～(8)を満たすこと。ただし、4-1.(1)については、容器包装の重量からスプレー部品またはポンプ部品を除いて計算することができるものとする。

b. 植物由来プラスチックを使用した本体容器にあつては、分類 H. 「植物由来プラスチックを使用したプラスチック製容器包装」の 4-1.(1) および(5)～(7)を満たすこと。ただし、4-1.(1)については、容器包装の重量からスプレー部品またはポンプ部品を除いて計算することができるものとする。

【証明方法】

証明方法は、分類 G または H で規定された方法に従い、証明書類を提出すること。

5. 商品区分、表示など

(2) エコマークを容器包装に表示する場合には、詰め替え容器または本体容器包装がエコマーク認定商品であることがわかるように表示し、内容物とエコマークが無関係であることをわかるようにすること。

4. 改定日：2019年11月28日

以上